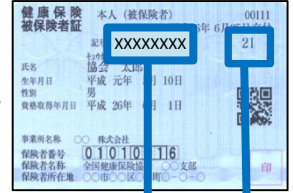


問 診 票

協会けんぽ加入者の40歳以上75歳未満の方の健診結果データをご提供いただく際に、健診結果に問診項目が含まれない場合は、受診者ご本人にこの問診票をご記入いただいた上で、健診結果に添付してご提出くださいますようお願いいたします。

ご提供いただきました健診結果は下記の健康づくりに活用されます。

- 健診結果により特定保健指導の対象となる方(40歳以上)は、保健師・管理栄養士等による指導を無料でご利用いただけます。
- マイナポータルと連携している方は取り込んだ健診結果データを閲覧することが可能です。
- 令和6年9月以降、血圧・血糖・脂質に関する服薬歴がなく、各検査値で治療をお勧めする基準に該当する方にはお知らせをお送りする場合があります。通知が届いた際には早期の治療をご検討ください。



事業所名			
フリガナ お名前	様	保険証の記号	番号

問診項目の確認(※該当項目に☑を記入してください)

現在、aからcの薬の使用の有無(医師の指示の下で)		☐ はい	☐ いいえ
1	a. 血圧を下げる薬	☐ はい	☐ いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	☐ はい	☐ いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	☐ はい	☐ いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり治療を受けたことがありますか。	☐ はい	☐ いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	☐ はい	☐ いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析等)を受けていますか。	☐ はい	☐ いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	☐ はい	☐ いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。条件1:最近1か月間吸っている 条件2:生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)	☐ はい(条件1と条件2を両方該当) ☐ 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない(条件2のみ該当) ☐ いいえ(上記以外)	
9	自覚症状はありますか。	☐ はい () ☐ いいえ	
10	他覚症状はありますか。	☐ はい () ☐ いいえ	
11	腹囲	cm	

～必ず裏面をご確認ください～

○健診受診者(従業員)様へ

下記の特健診項目について登録をいたします。下記内容で実施しない項目がある場合、またデータに欠損がある場合などは登録できないことがございますのでご了承ください。なお、ご提供いただきました健診結果の写しについては、特定健康結果を登録後、適宜廃棄させていただきます。

《ご提供をお願いする健診結果の項目等》

- ・健診機関名・氏名(カナ)・生年月日・性別・保険者番号・健康保険証の記号番号・受診年月日
- ・既往歴・自覚症状・他覚症状
- ・身長・体重・BMI・腹囲・血圧
- ・空腹時(または随時)中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール(又はnon-HDLコレステロール)
- ・AST(GOT)・(ALT)GPT・ γ -GT(γ -GTP)
- ・食後採血時間
- ・血糖(空腹時(10時間以上)又はHbA1c、やむを得ない場合は随時(3.5時間以上10時間未満))
- ・尿糖・尿蛋白・医師の診断(判定)・健診を実施した医師の氏名
- ・服薬情報(血圧、血糖、脂質)・喫煙歴

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び同法第7条に規定する医療保険各法の規定に基づき、保険者(協会けんぽ)は事業主等に対して定期健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主様が健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではありません。下記(参考)をご参照ください。

(参考)

【高齢者の医療の確保に関する法律 第27条】

3. 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省で定めるものを提供するよう求めることができる。

4. 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【健康保険法 第150条】

2. 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

3. 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。